

大学部活動の安全・安心に関する現状

日本版NCAA創設に向けた学産官連携協議会
第1回安全安心ワーキンググループ

2017年10月11日(水)14時～17時

参考資料 NCAAの歴史

米国では、学生スポーツの良さを大学側が認識しつつも、学生の死亡事故の多さを受けて対策を講じるために、大学が集まり安全基準や人格形成のプログラム規程を策定して今の姿があります。

NCAA創設の経緯

NCAA 創設前	<ul style="list-style-type: none">● 1890年から1905年の間で330人が高校、大学、レクリエーションすべてを含めた<u>アメフトによって死亡</u>● 1905年だけで<u>大学生3人が死亡、88人が重傷</u>、以前のケガがもとで元選手15人が死亡
NCAA 創設	<ul style="list-style-type: none">● 1905年10月にルーズベルト大統領は当時の「3強」であったハーバード大学、エール大学、プリンストン大学の関係者をホワイトハウスに招いて改革を求めた● 大統領の働きかけを受けて3大学が中心になって、<u>規則委員会(FRC)を設立</u>し、12月には海軍士官学校、コーネル大学、ペンシルベニア大学も参加● 1905年末の<u>総会には68校が集まり、IAAUS(NCAAの原型)発足が提案され1906年10月に設立総会を開いた。39校が参加を表明し28校が出席</u>● IAAUSは中小の大学が中心でFRCのメンバーからは距離を置かれていたが、<u>1910年にアメフト以外のスポーツも管理する全米学生体育協会(NCAA)と改称</u>した● 1911年にはシカゴ大学とハーバード大学などFRCグループの有力校も参加し加盟校数は95となり、<u>1915年までにエール大学とプリンストン大学も加入して両者の統一がなされた</u>

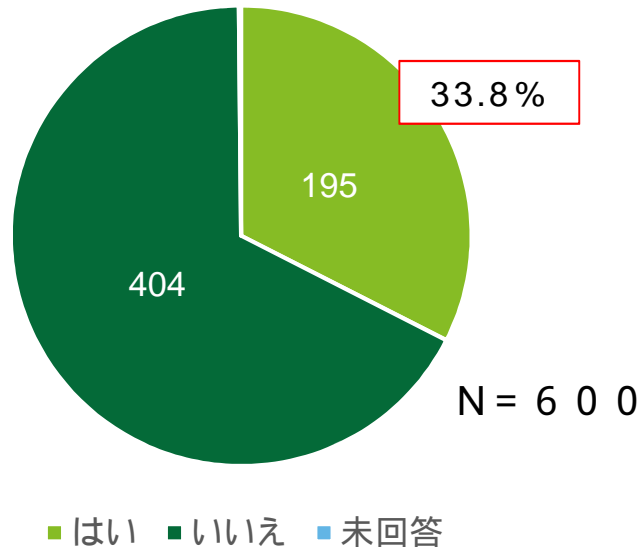
出所：現代スポーツ評論36「アメリカの大学スポーツNCAAから何を学ぶか(宮田由紀夫)」

参考資料 日本大学のスポーツの安全性に関する現状

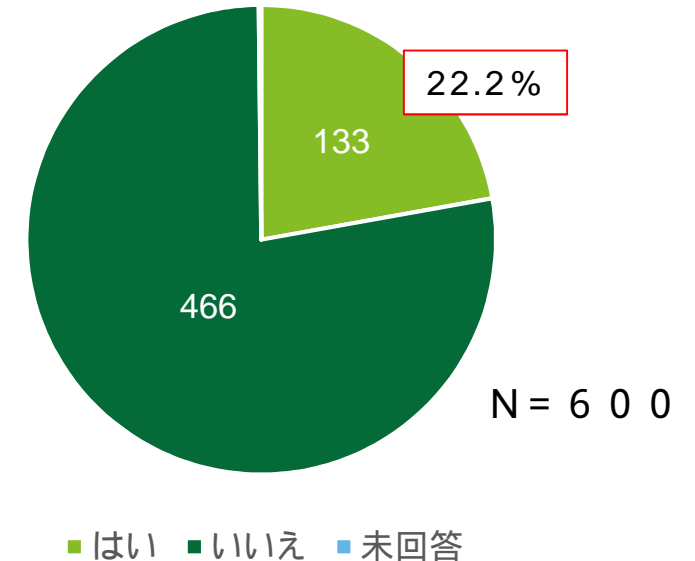
大学スポーツに係る安全性が十分担保されているとは言いがたい状況です。

日本の大学スポーツの安全性に関するアンケート結果

【運動部活動中の死亡事故や運動部学生の違法行為()
が発生した場合の規則の策定状況】
未成年者の飲酒、薬物の使用等



【医療機関と提携状況】



- 現状では、大学における運動部活動の死亡事故や事件の発生の際の対応について規則を定めている大学は約34%、運動部活中の事故に対応できるよう医療機関と提携している大学は約22%にとどまる。
- 運動部活動は課外活動と捉えられ、運営が各団体に委ねられていることから、事件・事故の場合の対応が迅速ではない、責任体制が不明確等の問題が指摘されている。

参考資料 体育会指導者と大学との関係

クラブ指導者すべてと大学が雇用関係にあるわけではなく、事故発生時等の際の指導者責任、監督責任(大学等)を考慮するとリスクマネジメント体制が危ういことが示唆されています。

体育会指導者の身分等

クラブ指導者の身分について

1.専任教員	68%
2.専任事務職員	60%
3.専任指導者	50%
4.非常勤指導者	56%
5.大学は関与していない	6%
6.その他	18%

クラブ指導者と大学の雇用契約について

1.大学としてすべての指導者と結んでいる	14%
2.大学として一部の指導者と結んでいる	71%
3.クラブが結んでいる場合がある	24%
4.その他	10%

- クラブ指導者すべてと大学が雇用関係にあるわけではなく、一部の大学ではクラブ独自の指導者の実態を把握していない場合もある。(調査:25%)
- 事故、不祥事の際の指導者責任、監督責任(大学等)を考慮するとリスクマネジメント体制が危ういと示唆されている。

参考資料 指導者の管理・学内マニュアルについて

指導者の管理や事故マニュアルなどのソフトの面においては、技術やスポーツの専門的な指導者が不在などが問題点として認識されています。

日本

項目	大学	短大
(1) 指導者がいる場合での問題点について	125	38
① 技術やスポーツの専門的な指導者が不在である	33	15
② 指導者の責任の所在や管理内容について問題となる	21	4
③ 強化クラブ(一部のクラブ)のみで他のクラブには指導者がいない、偏りが見られる	19	1
④ 指導者に対する費用が足りない、ボランティアでの指導を行っている	16	8
⑤ 顧問とは名ばかりで練習や試合で指導がされていない	14	4
⑥ 指導者が足りない	11	4
⑦ 指導者と学生との間でのトラブルや指導者の不適切な行動が見られる	11	2

項目	大学	短大
(1) 実施している対策内容や問題点について	54	6
① 危機管理に関する対応マニュアルがない、対応の方法が明確になっていない	22	2
② 飲酒に対するセミナーや掲示の実施を実施しているが不十分	8	1
③ 車の使用についての安全面の確保やルール	8	0
④ 学外で問題が起きた際など把握が困難である	6	3
⑤ 学外活動に際しての必要な届けがされていない	5	0
⑥ 熱中症に関するセミナーは実施しているが周知できているか	3	0
⑦ 危機対応に関する講習会の実施が必要	2	0

全国の大学・短大の学部長相当職を対象にアンケート調査を実施

- 上記アンケートの結果、技術やスポーツの専門的な指導者が不在との回答が多く、指導者の管理体制に係る問題点を大学側は認識している。
- また、危機管理に関する対応マニュアルがない、対応の方法が明確になっていないという、ルールの不存在に関する問題点が認識されている。

出所: 大学・短大における課外スポーツ活動支援に関する調査結果報告書
(公益社団法人全国大学体育連合)

米国(NCAA)

NCAA Playing Rules

NCAA Playing Rules

Baseball Rules of the Game
Men's Basketball Rules of the Game
Women's Basketball Rules of the Game
Women's Bowling Rules of the Game
Cross Country and Track and Field Rules of Competition
Football Rules of the Game
Ice Hockey Rules of the Game
Men's Lacrosse Rules of the Game
Women's Lacrosse Rules of the Game
Skiing Rules of the Game
Soccer Rules of the Game
Softball Rules of the Game
Swimming and Diving Rules of the Game
Women's Volleyball Rules of the Game
Men's and Women's Water Polo Rules of the Game
Wrestling Rules of the Game

Non-NCAA Playing Rules

Beach Volleyball Rules of the Game
Fencing Rules of the Game
Field Hockey Rules of the Game
Golf Rules of the Game
Gymnastics Rules of the Game
Men's Volleyball Rules of the Game
Rifle Rules of the Game
Rowing Rules of the Game
Tennis Rules of the Game

Officiating Links

Coordinators of Officials Roster
ArbiterSports
2017-18 Officials Registration Fee Chart
NCAA Background Check Pilot Program Summary

Playing Rules Background

Playing Rules Purpose and Vision Statements
Playing Rules Goals and Objectives
What is a playing rule

Playing Rules Resources

Playing and Practice Season Charts
2017-18 Meeting Dates and Staff Assignments
Facilities Manual
NCAA Sports & Playing Rules Committee Rosters
Committee Vacancies
Playing Rules Oversight Panel
Secretary-Rules Editor Roster
Sports Sponsorship and Participation Research
NCAA Best Lighting Practices
Future Playing Rules Changes With Financial Impact

Playing Rules Cycle

Playing Rules Proposal Form

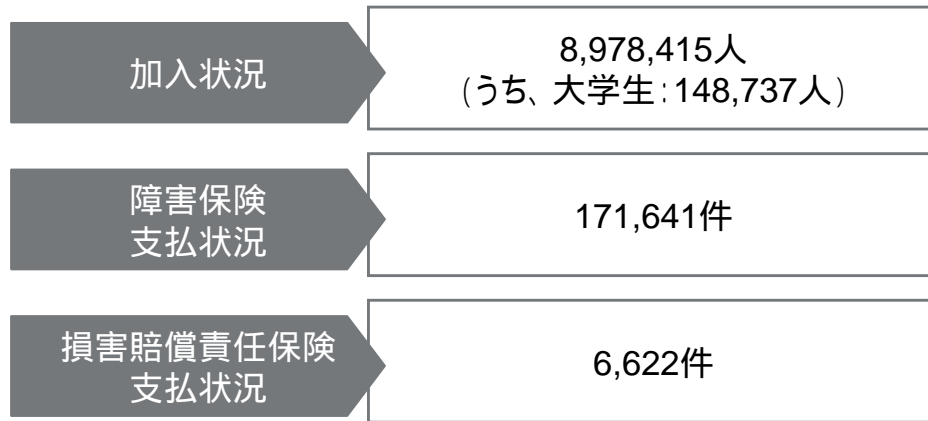
- NCAAでは、各競技レベルで詳細にルールが設定されており、また、性別毎にもルールが設定されている。
- さらに、指導者においては、指導者養成プログラムが設けられており、指導者要件として明確に年齢、経験などが設定されている。

出所: NCAA HP

参考資料 保険の状況

スポーツ安全保険の加入者はおよそ900万人であり、うち大学生は約15万人となっています。
 障害保険の支払対象となる障害事故の発生件数は、サッカー、バレー、バスケ等の球技が上位を占めています。

スポーツ安全保険の加入状況・保険適用状況

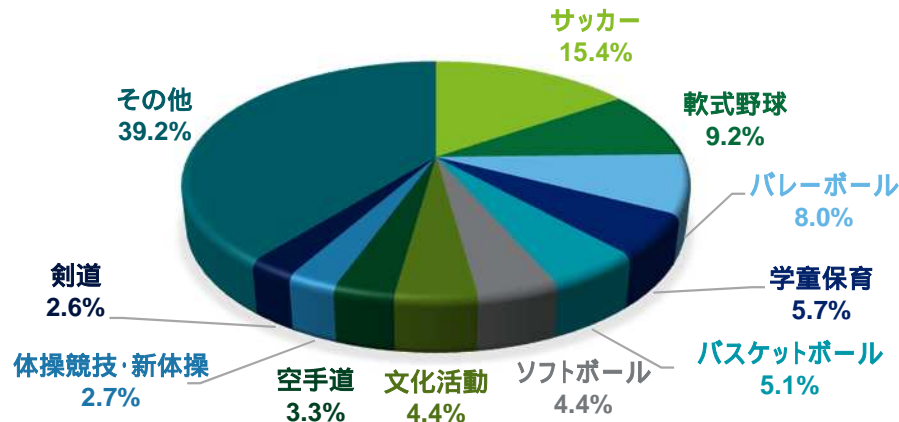


障害保険支払内訳

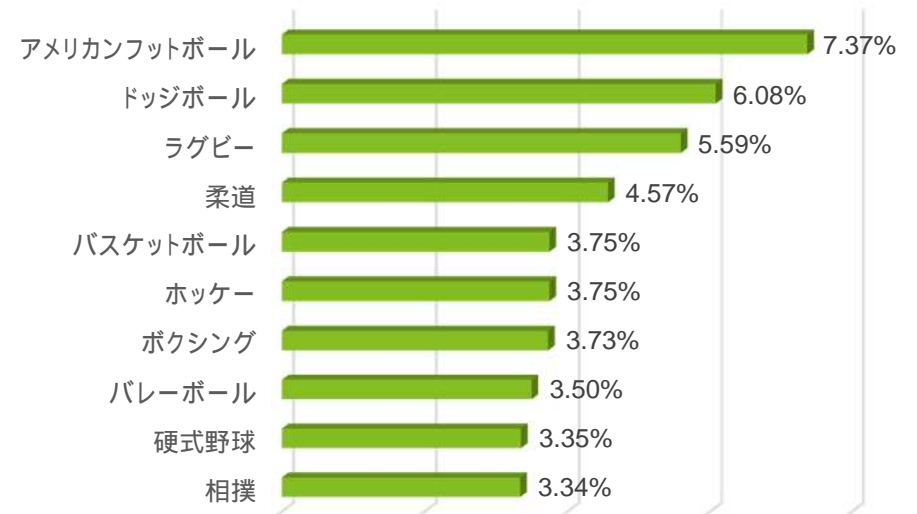
種目別事故発生状況（上位5件）

種目	件数	加入人数	割合
サッカー	39,683	1,386,037	2.86%
バレーボール	25,191	719,299	3.50%
バスケットボール	17,028	453,834	3.75%
軟式野球	13,844	826,349	1.68%
学童保育	8,080	516,028	1.57%

種目別加入状況



障害発生率(上位10件) 割合



出所:平成27年度 スポーツ安全保険の加入者及び各種事故の統計データ(公益財団法人スポーツ安全協会)

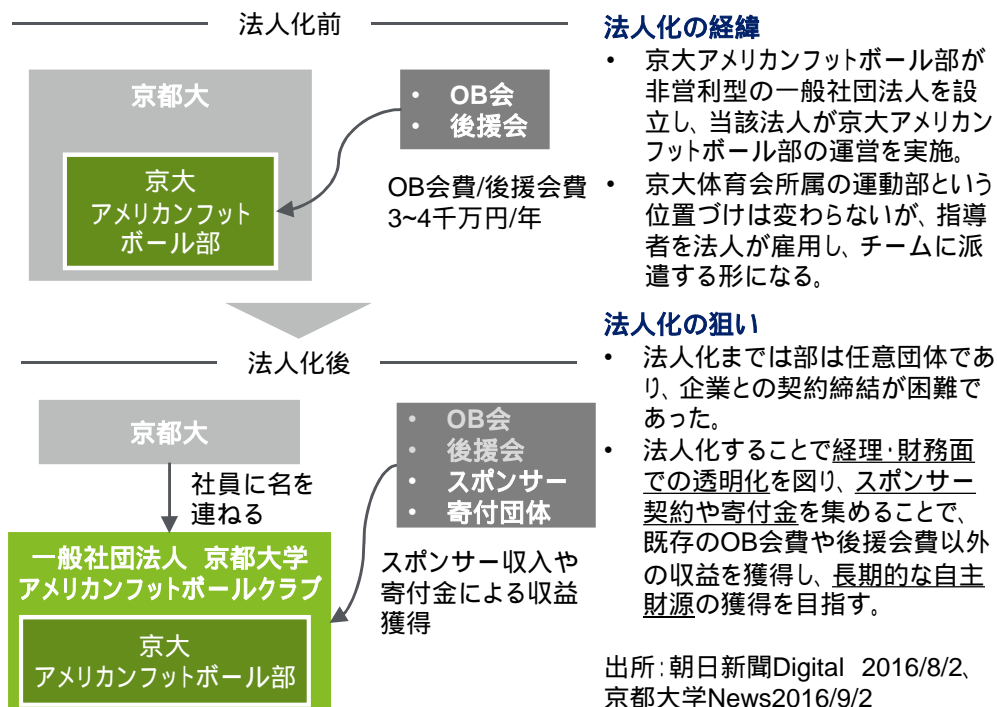
参考資料 会計・ガバナンスについて

日本の大学における運動部活動は課外活動となっていることから、運営の透明性は各団体に委ねられている状況である一方、最近では大学の体育会を法人化する先進事例も見られます。

日本

- 現状(大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ)
運動部活動は、大学の組織には位置づけられず、学生を中心とした運営がなされていることから、運営の透明性については基本的に各団体に委ねられており、責任体制が明確になっていない場合も多い。このため、不透明な会計が指摘されるケースがある。

■ 体育会の法人化事例(京都大学アメリカンフットボール部)



米国(NCAA)

- 大学のAthletic Departmentは、その財務状況をNCAAおよび米国教育省へ報告する制度が設けられている。
- 現在、NCAAは会計面に関して、所属する大学に対して以下の義務を課している。

Division 1	<ul style="list-style-type: none"> 年間の収支状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、外部の公認会計士による収支報告の調査
Division 2		<ul style="list-style-type: none"> 3年に1回、外部の公認会計士による収支報告の調査
Division 3	<ul style="list-style-type: none"> 収支報告およびその調査義務はないものの、大学全体の会計監査の対象として含まれることが望ましいとされている 	

- 教育省への報告については、1994年に制定されたアメリカ連邦法により定められている。この連邦法では、男女共学で、連邦政府による学資援助プログラムを利用し、かつ、大学スポーツチームを有する高等教育機関は、毎年、スポーツチームへの参加者数、スタッフに関する情報(ヘッドコーチおよびアシスタントコーチの人数や平均給与など)、収支を全ての競技で男女チーム別に報告することを義務付けている。報告されたデータは教育省のデータベースで公開されている。

参考資料 -1 部活動における事故発生時の法的責任について

事故の責任を誰がどのように負うかについては、裁判所によっても判断が異なる非常に難しい問題です。しかし、まず、何よりも優先して、このような事故を防ぐため、そして、仮に、事故が発生したとしても、当事者が安全配慮義務を尽くしたと判断されるために、入念な準備をする必要があります。

死亡・重障害事故の種類

- 熱中症
 - 頭部外傷
 - 脊椎損傷
 - 溺水
 - 突然死 等
- (JSC作成「学校でのスポーツ事故を防ぐために 成果報告書」参照)

責任主体

- 競技者(対戦相手等)
- 指導者
- 学校
- 施設管理者・所有者
- 大会主催者
- スポーツ用具等の製造者

【参考裁判例】

熱中症(長崎地裁平成11年1月12日)

事案の概要	長崎大学の空手道部に所属していた原告が、夏季合宿におけるトレーニング中に熱射病になり、その結果精神分裂病になったなどとして、同部において主将等の地位にあった被告らに対し不法行為による損害賠償を求めるとともに、被告国に対して安全配慮義務違反又は同部顧問教官の不法行為による損害賠償を求めた事案。
結論	請求棄却
理由	主将等の地位のあった被告らについては、トレーニング方法、内容、休息を取らせることについて慎重に配慮すべき義務があったにもかかわらず、適切な処置を講じなかった点に注意義務違反があり、賠償責任を負う(もっとも、本件においては消滅時効が成立している。)。被告国については、学生に対して、在学関係に付随する義務として、その生命、身体について安全配慮義務を負う。しかし、本件においては、大学の課外活動について詳細を把握した上で、学生に対し個別具体的な指導をすべき義務はない。
参考資料	「熱中症事故の防止について(依頼)」平成29年5月15日文科科学省 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1307567.htm)

参考資料 -2 部活動における事故発生時の法的責任について

【参考裁判例】 落雷(最判平成18年3月13日、差戻審高松高裁平成20年9月17日)	
事案の概要	サッカーの試合開始後まもなく落雷を受け、両下肢機能の全廃、両上肢機能の重度の障害、視力障害を負った高校生が、引率者兼監督及び大会主催者の会場担当者の教諭に不法行為責任、また、在籍する高校及び大会主催者に対して使用者責任に基づく損害賠償を請求した事案。
結論	請求認容(第1審請求棄却、第2審請求棄却、最高裁差戻し、差戻控訴審請求認容)
理由	落雷に対する安全対策に関する科学的知見として、避雷法、安全空間、保護範囲については広く一般に知られていたことから、指導者及び主催者の会場担当者は、生徒らを保護範囲に避難させ、姿勢を低くした状態で待機するよう指示し、試合中止等の措置を講じる義務があった、そして、そのような措置を講じていれば、本件落雷事故を回避できたことから、法的責任を負う。
参考資料	「落雷事故の防止について(依頼)」平成29年7月20日文科科学省 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1375858.htm)

【参考裁判例】 頭部外傷(東京高裁平成25年7月3日)	
事案の概要	高校1年の柔道部員が試合前の練習で急性硬膜下血腫を発症した事故について学校に対して、損害賠償を請求した事案。
結論	請求認容(第1審は請求棄却)
理由	顧問には、練習に参加した学生の体力、技量、健康状態等を十分に把握し、それに応じた適切な指導をして、練習から生ずる学生の生命及び身体に対する事故の危険を除去し、学生がその事故の被害を受けることを未然に防止する注意義務がある。本件では、自ら練習状況を監視・指導すべき義務、練習状況を指導すべき安全配慮義務、生徒が脳震盪様の症状を呈した場合に重篤な頭部外傷の発生を回避する安全配慮義務がある。 本件において、顧問は注意義務違反があり、法的責任を負う(顧問の使用者責任として、学校の責任を認めた。)
参考資料	World Rugby Concussion Management (http://playerwelfare.worldrugby.org/concussion)

参考資料 -1 第1回総会におけるアンケート集計結果(平成29年9月28日)

「運動部活動に対する管理体制の未整備やリスク管理の不足」に対する課題意識に注目が集まっています。

概要

【実施日】

・平成29年9月28日(木)

【対象】

・第一回学産官連携協議会出席者(367名)
・有効回答数:240(学:94、産:84、官:5)

【方式】

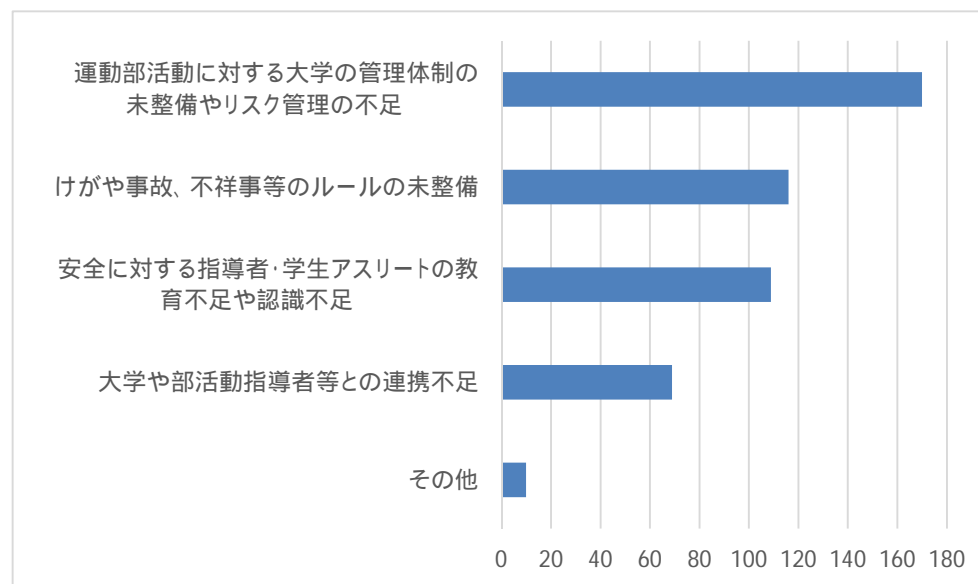
・アンケート用紙への記入(原則として選択式)
・一部、自由回答欄あり

【内容】

・学業充実WG(5問)、安全・安心WG(5問)、マネジメントWG(4問)の3分野に関する初期的な意識調査
・回答時間は約10分

Q2-1

Q:大学スポーツが安全・安心の観点から抱える特に重要な問題は何かと思いますか?(複数回答可)



【その他の内容(主なもの)】

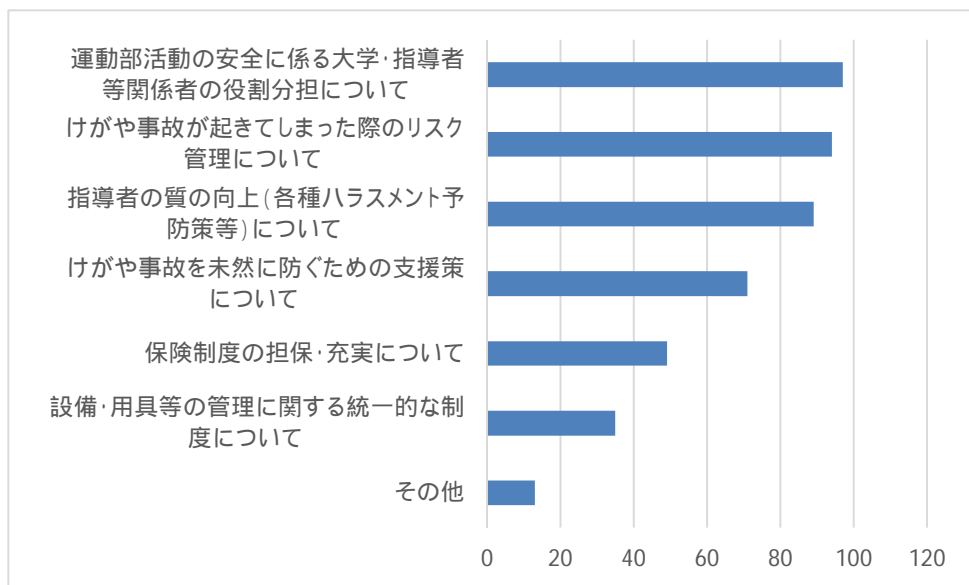
- ・ プロの指導者の不在・不足
- ・ 不十分な保険制度
- ・ 曖昧な責任の所在

参考資料 -2 第1回総会におけるアンケート集計結果(平成29年9月28日)

「関係者の役割分担」、「けがや事故が起きてしまった際のリスク管理」がほぼ同水準の関心レベルとなっています。

Q2-2

Q:安全・安心WGにて特に取り上げて欲しいテーマを以下の中から2つ挙げるとすると、どれになりますか？



【その他の内容(主なもの)】

- ・ 課外活動の位置付け
- ・ スポーツと医学の連携

Q2-3

Q: Q2-2で選択いただいたテーマを選んだ理由をご教示ください。

【 役割分担(主なもの)】

- ・ 事故が起きた際の責任の所在が曖昧
- ・ 指導者の質の向上が重要
- ・ 大学と指導者の連携が不十分

【 リスク管理(主なもの)】

- ・ 事故が起きた際の責任の所在が曖昧
- ・ 指導者の意識が薄い
- ・ マニュアルが未整備

【 指導者の質(主なもの)】

- ・ 指導者の育成が重要
- ・ 難易度が高いが、重要なテーマ
- ・ 現場の責任当事者の意識改善が必要

【 防止策(主なもの)】

- ・ 大学が主体的に取り組むべき領域と考えられる
- ・ 統一的な仕組みが不在
- ・ 課外活動では限界がある

【 保険制度(主なもの)】

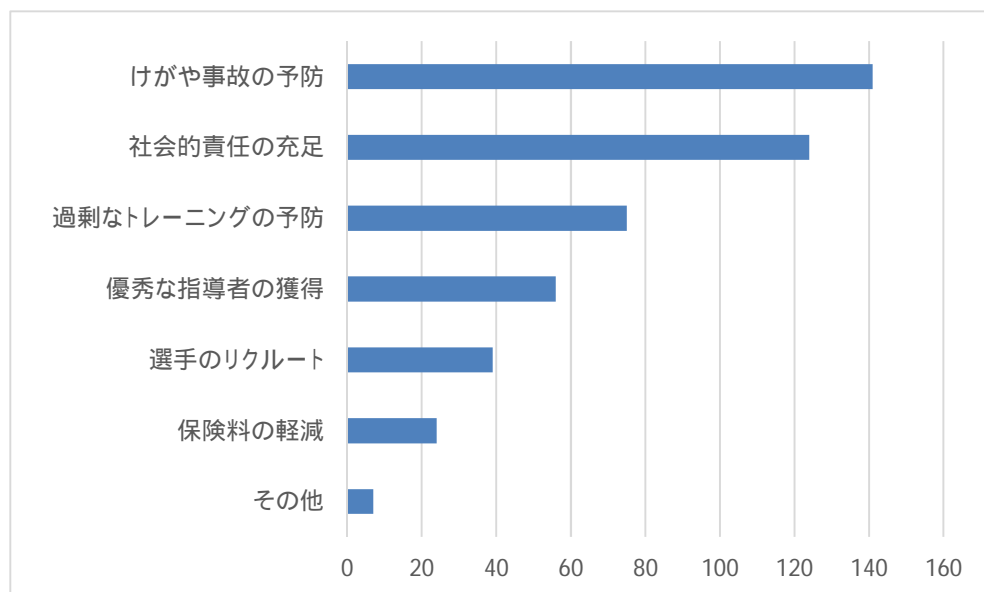
- ・ 指導者のリスク対策として有効
- ・ けがや事故が起きてしまった際の環境整備は急務
- ・ 補償があれば、安心して大学でのスポーツに取り組める

参考資料 -3 第1回総会におけるアンケート集計結果(平成29年9月28日)

大学側のメリットとしては「けがや事故の予防」、導入に際しての課題は「責任の明確化」という結果となりました。

Q2-4

Q:安全・安心に関する統一的な制度を導入するに際しての大学側のメリットは何だと思われますか？(複数回答可)

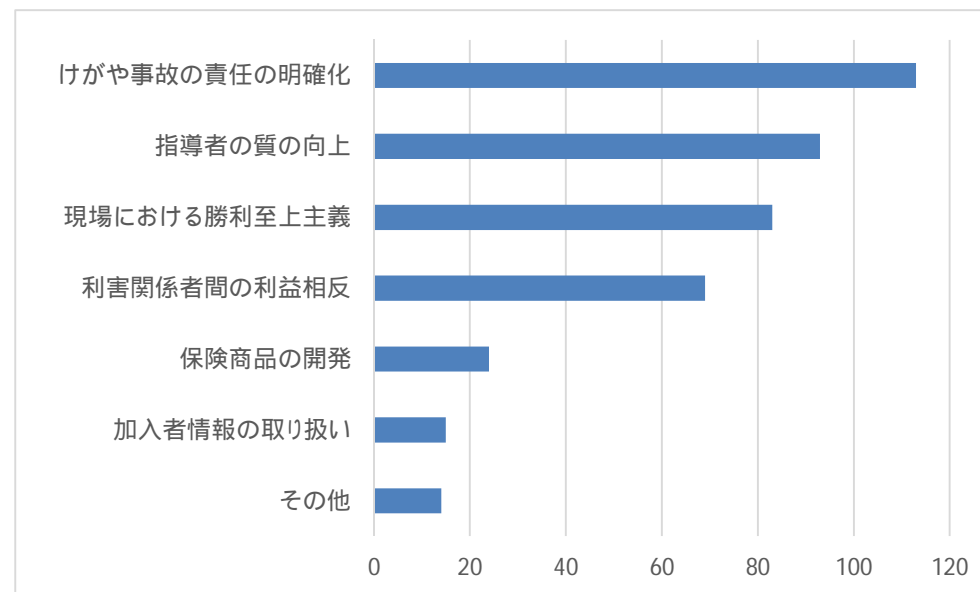


【その他の内容(主なもの)】

- 指導者の負担軽減
- 大学側の社会的価値の向上

Q2-5

Q:安全・安心に関する統一的な制度を導入するに際しての課題(ハードル)は何だと思われますか？(複数回答可)



【その他の内容(主なもの)】

- 大学間の温度差の存在
- 大学側のコスト負担の問題
- けがの重要性への理解の欠如